

# 読んで納得!住民税

## ~よくある質問にお答えします~



税金は、私たちが安心・安全に暮らせるよう学校・図書館・消防・ごみの収集等、様々なところに使われています。住民税<sup>注1</sup>に関してよく寄せられる質問や、毎年6月に郵送される「納税通知書<sup>注2</sup>」の見方について解説します。

注1 住民税とは「市町村民税」と「道府県民税」を合わせた税金です。紙面では、総称して「住民税」と表記しています

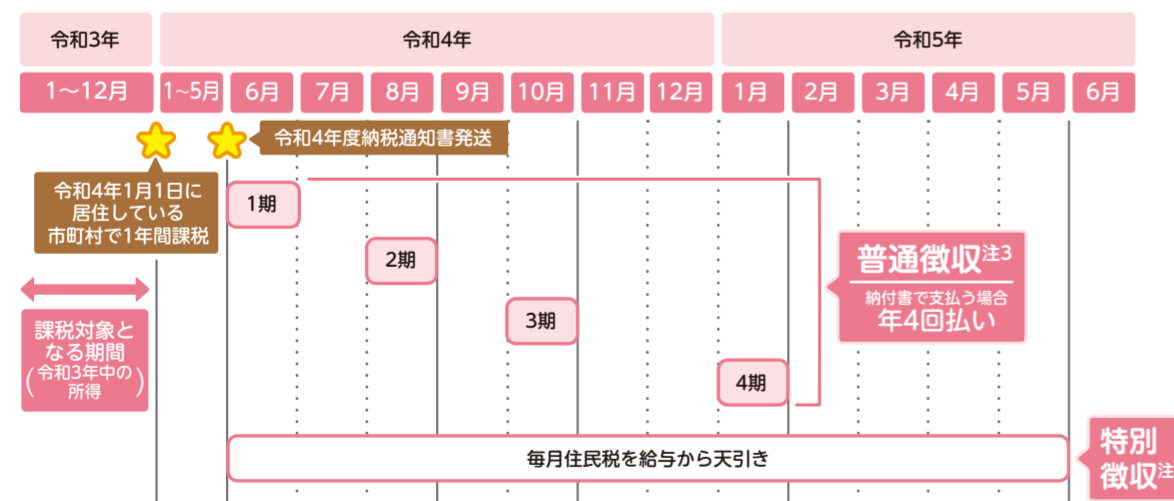
注2 納税通知書の正式名称は「令和4年度市民税・県民税 税額決定納税通知書」です。給与からの特別徴収のみの人は、5月頃に勤務先から「令和4年度特別徴収税額決定通知書」が配布されるため、納税通知書は届きません。非課税の人にも納税通知書は届きません

注3 令和4年3月16日以降に確定申告をした人は、6月発送の納税通知書に反映されない場合があります。その場合は、7月以降に税額変更通知書を順次送付します。

## 1 住民税はいつの所得に対して課税されるの?



住民税は、前年1月1日～12月31日までの所得に対して、1月1日時点で居住している市町村で課税されます。給与所得者は5月頃に勤務先を通じて、個人事業者や年金受給者等は6月上旬に、本人へ税額を通知します。



注3 納税者本人が直接金融機関等で税金を納めること  
注4 納税者本人に代わって、給与や公的年金の支払者が、給与や公的年金から差し引いて税金を納めること

### よくある質問

- Q. 令和4年の3月に会社を退職し、4月に横浜市外へ引っ越ししました。令和4年度の住民税はどうなりますか?  
A. 令和4年1月1日時点では横浜市に居住していたため、令和4年度の住民税は横浜市へ納めることとなります。また、既に退職している場合であっても、住民税は前年の所得を基に計算されるため、所得金額に応じて住民税が課税される場合があります。

## 2 納税通知書ってどんなことが書いてあるの?



### 納税通知書1ページ目

見本 (Sample image of the tax notice page 1) with callouts: 合計年税額① (Total annual tax amount), 1年間に納める住民税の合計額(合計年税額①)とその徴収方法別の内訳が下段に記載されています。 (Total amount and breakdown by collection method), 問合せの際は、整理番号を伝えてください。「普通徴収税額④」に記載の税額が、同封の納付書で納める税額です。 (When inquiring, please provide the serial number. The tax amount listed in 'Ordinary Collection Tax Amount ④' is the amount to be paid with the enclosed payment slip).

### よくある質問

- Q. 納付書が入っていません。  
A. 「公的年金からの特別徴収税額③」のみの人は、年税額の全てが公的年金から差し引かれるため納付書は同封していません。また、口座振替の登録をしている人も同封していません。

### 納税通知書2ページ目

見本 (Sample image of the tax notice page 2) with callouts: 合計年税額の内訳・課税標準額・税額控除額の内訳が記載されています。 (Breakdown of total annual tax, taxable standard amount, and tax credit amount is listed), ふるさと納税はここに記載! (Furusato noze is listed here!).

### よくある質問

- Q. ふるさと納税をしたのに控除されていません。  
A. 確定申告の際に、第二表の「住民税に関する事項」欄に記載漏れがあるケースがよく見受けられます。申告書の控えを確認してください。
- Q. 寄附した額と金額が異なっています。  
A. 「寄附した額から2,000円を引いた金額」が、住民税の税額から差し引かれます。所得税の確定申告をした場合は、「寄附した額から2,000円と所得税で控除された額を引いた金額」が記載されています。※控除できる金額には上限があります

### 納税通知書3ページ目

見本 (Sample image of the tax notice page 3) with callouts: 所得金額の内訳・所得控除額の内訳が記載されています。 (Breakdown of income and tax credit amount is listed), 医療費控除額⑤ (Medical expense credit amount ⑤), 医療費控除はここに記載! (Medical expense credit is listed here!).

※計算方法の詳細は、納税通知書に同封の「個人市民税・県民税の計算方法について」を確認してください  
※市ウェブサイトで税額の試算ができます。ふるさと納税をした人は、昨年中の上限額も確認できます  
横浜市税額シミュレーション 検索  
税額の試算はこちら

## 3 住民税はどうやって納付したらいいの?



住民税(普通徴収)は、金融機関での納付の他に、様々な方法で納付できます。

- 1 スマホ決済(PayPay、LINE Pay、PayB、FamiPAY、au PAY)
- 2 クレジット納付
- 3 ペイジーによる納付
- 4 金融機関・郵便局・コンビニエンスストアでの納付
- 5 口座振替による納付 (納め忘れなく確実に期限内に納付できます!)



納付方法の詳細はこちら  
※一部使用できない納付書があります。詳細は、納付書裏面や市ウェブサイトを確認してください

### 区役所で簡単・便利に手続(ペイジー口座振替受付サービス)

区役所では、キャッシュカードを読み取り<sup>注5</sup>、申込用紙を記入するだけで、市税の口座振替手続ができます。

注5 キャッシュカードの磁気テープの読み取り不能等により手続ができない場合は、届出印が必要です

ペイジー口座振替受付サービスで利用可能な金融機関(令和4年5月13日現在)

みずほ銀行・三井住友銀行・三菱UFJ銀行・ゆうちょ銀行・横浜銀行・楽天銀行・りそな銀行・川崎信用金庫・横浜信用金庫  
※市内の金融機関や郵便局の窓口で口座振替手続をする場合は、通帳と届出印が必要です



## 4 令和4年度の住民税の課税(所得)証明書はいつから発行できるの?



課税(所得)証明書は前年の1月から12月までの所得(収入)と住民税額に関する証明書です。住民税の課税の決定があった日から発行することができます。

特別徴収による納税者及び非課税者 令和4年5月17日(火)から

普通徴収及び一部特別徴収による納税者 令和4年6月1日(水)から

### 申請方法

郵送・各区役所・行政サービスコーナー窓口で申請できます。また、令和3年11月からスマートフォンによる申請を開始<sup>注6</sup>しました。手軽に申請が可能なスマートフォンによる申請をぜひ利用してください。

注6 申請にはマイナンバーカードとクレジットカードが必要です。証明書は郵送します



スマートフォン申請の詳細はこちら

### 注意

- 令和4年度課税(所得)証明書は、個人住民税の賦課期日(令和4年1月1日)に居住している市町村が発行します。賦課期日以降に横浜市に転入した人は、令和4年1月1日に住んでいた市町村に証明書を請求してください。
- 令和4年1月1日に横浜市に住民票があった場合でも、実際は他の市町村に住んでいて、かつ他の市町村が個人住民税を課している場合は、その市町村に証明書を請求してください。

●問合せ 1 2 4 について 税務課 市民税担当 ☎540-2264 ☎540-2288  
3 について 税務課 収納担当 ☎540-2291 ☎540-2295